

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合管理者、副管理者及びその他非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和44年 5 月 20 日

条例第 5 号

改正 昭和49年 2 月 条例第 2 号

同 55年 2 月 同 第 2 号

同 59年 2 月 同 第 2 号

同 63年 2 月 同 第 2 号

平成元年 2 月 同 第 3 号

同 20年 7 月 同 第 4 号

同 20年 11 月 同 第 5 号

令和 3 年 11 月 同 第 2 号

同 5 年 2 月 同 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本組合管理者、副管理者及び特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「その他特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 報酬額は、次のとおりとする。

管理者 年額 25,000円

副管理者 年額 23,000円

監査委員 年額 10,000円

附属機関の構成員 日額 5,000円(ただし、特別な事由があるものについては、この額を超えて管理者が定めることができる。)

(費用弁償)

第 3 条 その他特別職の職員が職務に従事したとき又は公務のため旅行をしたときは、その費用を弁償し、その支給する費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例(平成17年三条市条例第48号)に定める別表第 1 区分(1)を適用する旅費相当額とする。

(支給方法)

第4条 報酬（日額をもって定めるものを除く。）及び費用弁償の支給方法については、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第4号）の例による。

2 日額をもって定める報酬は、その都度支給する。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月条例第3号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月条例第2号）抄

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。